

補助金等取扱基準

| | |
|---------------------|---|
| 補助金等の名称 | アスベスト含有調査事業補助金 |
| 補助事業等の目標 | 建築物の吹付け建材に含有するアスベストの飛散による市民の健康被害を防止する。 |
| 補助事業等の対象者 | アスベスト含有調査を行う建物所有者等 |
| 補助対象経費 | アスベスト含有調査に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。） |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | 予算の範囲内で、補助対象経費の10分の10以内とし、1棟当たり25万円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 |
| | 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 国の補助制度と一体的に実施し、市民の健康被害を防止するため |
| 補助事業等の評価 | 補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。 |
| 補助事業等の開始時期 | 平成 30 年 5 月 8 日 |
| 補助事業等の終了時期 | 国の社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付け国官会第 2317 号）における住宅・建築物安全ストック形成事業の住宅・建築物アスベスト改修事業（アスベスト含有調査等に係る事業）の終期と同じとする。 |
| | 【終期が3年を超える場合の理由】 国の補助制度を活用し、市民の健康被害を防止するため |
| 情報の公表の方法等 | 補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。 |
| その他 | 1 この取扱基準において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるとおりとする。 (1) アスベスト 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 2 条第 1 項に規定する石綿等をいう。 (2) 調査対象建材 吹付け建材のうち、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライト等のアスベスト含有の恐れがあるものをいう。 (3) 補助対象建築物 調査対象建材が使用されている建築物（国及び地 |

| | |
|--|--|
| | <p>方公共団体の所有するものを除く。)をいう。</p> <p>(4) 建物所有者等 市内に建築された補助対象建築物の所有者、管理者又は占有者をいう。</p> <p>(5) アスベスト含有調査 補助対象建築物の調査対象建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査（アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成を含む。）であって、国の社会資本整備総合交付金交付要綱における住宅・建築物安全ストック形成事業の住宅・建築物アスベスト改修事業の補助要件に合致するものをいう。</p> <p>2 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の書類を整理し、保管しておかなければならない。</p> <p>3 過去に同一の建築物についてこの取扱基準の規定による補助金の交付を受けている場合は、補助金の交付の対象から除くものとする。</p> |
| <p style="text-align: center;">提出書類</p> | <p>1 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市アスベスト含有調査事業補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 位置図</p> <p>(3) 配置図</p> <p>(4) 平面図</p> <p>(5) 現況写真</p> <p>(6) 申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者を確認することができる書類</p> <p>(7) 申請者が申請に係る補助対象建築物の管理者又は占有者である場合は、管理者又は占有者であることを証する書類</p> <p>(8) アスベスト含有調査を実施することについて、申請に係る補助対象建築物の全所有者が承諾したことを証する書類</p> <p>(9) アスベスト含有調査を行う建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者の当該資格を証する書類</p> <p>(10) 調査機関が発行した申請に係るアスベスト含有調査に要する経費の明細が記載された見積書</p> <p>(11) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定を受けた事業を変更し、又は中止しようとするときは、諏訪市アスベスト含有調査事業補助金変更等申請書（様式第4号-1）に、補助金の交付申請の際に提出した書類のうち当該変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>3 補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定を受けた事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は事業を実施した年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市アスベスト含有調査事業完了実績報告書（様式第5号-1）</p> |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>(2) 建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施したものであることを証する書類</p> <p>(3) 調査機関が発行したアスベスト含有調査の結果報告書</p> <p>(4) アスベスト含有調査の実施について調査機関と締結した契約書の写し</p> <p>(5) アスベスト含有調査に要した経費を調査機関に支払ったことを証する領収書の写し</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> |
| | <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p> |
| <p>担当部署</p> | <p>諏訪市 市民環境部 環境課 環境保全係</p> |

平成 30 年 5 月 8 日 制定（平成 30 年 5 月 8 日 施行）
平成 30 年 11 月 7 日 一部改正（平成 30 年 11 月 7 日 施行）
令和 3 年 3 月 17 日 一部改正（令和 3 年 4 月 1 日 施行）